

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第995回

令和3年8月5日（木）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第995回 議事録

1. 日時

令和3年8月5日（木） 10：30～11：12

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 審議官

田口 達也 安全規制管理官（実用炉審査担当）

戸ヶ崎 康 安全規制調整官

塚部 暢之 管理官補佐

御器谷 俊之 管理官補佐

宮嶋 渉平 安全審査官

藤川 亮祐 安全審査官

関西電力株式会社

近藤 佳典 原子力事業部 原子力発電部門 統括

山田 輝之 原子力事業部 原子力発電部門 原子力運用管理担当部長

三浦 晃三 原子力事業部 原子力発電部門 放射線管理グループ マネジャー

上市 陽二 原子力事業部 原子力発電部門 放射線管理グループ リーダー

城古 和弥 大飯発電所 放射線管理課 放射線係長

北村 正志 大飯発電所 放射線管理課 放射線係長

中野 利彦 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ マネジャー

辻川 敬祐 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ リーダー

4. 議題

- (1) 関西電力（株）大飯発電所の保安規定変更認可申請について
- (2) その他

5. 配付資料

資料1 大飯1, 2号炉 クリアランス制度の適用に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について

6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第995回会合を開催します。

本日の議題は、議題1、関西電力株式会社大飯発電所の保安規定変更認可申請についてです。

本日は、プラント関係の審査ですので、私が出席いたします。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合には、お互いにその旨を伝えるようお願いいたします。

議事に入ります。

最初の議題は、議題1、関西電力株式会社大飯発電所の保安規定変更認可申請についてです。

それでは、資料について説明を始めてください。

○関西電力（近藤） 関西電力の近藤でございます。

それでは、7月1日に申請をいたしました大飯発電所1、2号炉クリアランス制度の適用に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について御説明させていただきます。

資料ですが、お手元に資料1の概要説明資料を準備してございます。

それでは、担当の者から御説明させていただきます。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

それでは、資料1を用いまして、本申請について御説明させていただきます。

右肩1ページを御覧ください。大飯発電所クリアランス制度適用においては、クリアラ

ンス物、以下、「放射能濃度確認対象物」といいます、これについて、放射性固体廃棄物のうち放射能濃度が十分に低く「放射性物質として扱う必要のないもの」として、国による「測定・評価方法の認可および確認」を経て、一般の産業廃棄物として再利用又は処分する制度となります。

今回の原子炉施設保安規定変更認可申請の範囲につきましては、下部の赤線で囲ってあります測定・評価方法についての運用に関する申請でございます。

右肩2ページを御覧ください。一つ目の四角の放射能濃度確認対象物の種類ですが、こちらは放射能濃度確認対象物は汚染のおそれのない管理区域で使用し、2005年度に撤去・解体いたしました大飯1、2号炉の旧燃料取替用水タンクを対象とし、総重量は約70トン、材質はステンレス鋼となります。

二つ目の四角の放射能濃度確認対象物の保管状況ですが、2005年度に撤去・解体後、容器に封入しまして、大飯発電所構内の汚染のおそれのない管理区域である廃棄物庫にて保管しております。

三つ目の四角の放射能濃度確認対象物の汚染状況ですが、放射能濃度確認対象物の汚染状況については、事前調査の結果、部位毎に汚染の偏在が無く、かつ汚染の程度はクリアランスの基準を満足することを、クリアランス認可申請時に確認しております。

測定・評価方法の構内フローについては、右下の図を御覧ください。

図の中の右上の廃棄物庫に保管している放射能濃度確認対象物を右下の保修点検建屋に運搬しまして、そこで対象物の測定・評価を行い、その後、再度、右上の廃棄物庫に運搬し、保管すると、そのような経路になってございます。

右肩3ページを御覧ください。こちらは、大飯発電所クリアランス認可申請等の手続の流れとなります。

一つ目の四角の大飯発電所クリアランス認可申請の状況ですが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第2項の規定に基づきまして、2020年6月15日にクリアランス認可申請を行いまして、2021年6月16日に認可をいただいております。

二つ目の四角、クリアランス認可以降の手続きですが、クリアランス認可以降の手続きといたしましては、クリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置を規定するため、2021年7月1日に今回御説明の保安規定変更認可申請を実施してございます。

なお、保安規定認可後、2021年度下期に放射能濃度確認対象物の測定・評価を行い、2022年度の上期には国への確認申請を行う予定としております。

右肩4ページを御覧ください。こちらは、放射能濃度確認対象物の管理方法の説明となります。

下の図に、管理方法と物流のイメージをポンチ絵にて記載してございます。廃棄物庫に保管中の放射能濃度確認対象物を保修点検建屋に運搬し、分別・切断エリアにおいて分別及び切断を行いまして、その一部を右側の放射能濃度測定エリアに運搬しまして、Ge波高分析装置にて放射線測定を行い、評価を行うこととしております。

評価の結果、基準を満足していれば、分別・切断エリアから、図の右下の物品持出測定待ちエリアに運搬し、物品持出モニタで表面汚染密度を測定し、基準を満足すれば、国による確認申請までの間、廃棄物庫に運搬し、保管することとしております。

また、異物混入等防止措置の要求に対しては、放射能濃度確認対象物の識別管理、専用の運搬・保管容器の使用、各エリアにグリーンハウスを設置する、また、そのグリーンハウスの施錠管理を行う等により、異物等の混入、追加的な汚染を防止することとしてございます。

なお、これらの業務につきましては、保安規定及び下部規定にて反映することとしてございます。

右肩5ページを御覧ください。こちらは、保安規定変更認可申請の御説明となります。

一つ目の四角は、保安規定の変更箇所の整理についてですが、今回の申請対象は、大飯1、2号炉の運転中に撤去・解体した燃料取替用水タンクですが、保安規定第2編「廃止措置段階の発電用原子炉施設編」は1、2号炉に係る保安措置を定めており、当該タンクのクリアランス制度適用に係る保安措置については、この第2編に定めることとしております。

二つ目の四角の保安規定の審査基準についてですが、保安規定の審査基準では、「法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。」が要求されており、下表のとおり、放射能濃度確認対象物の管理につきましては170条の3を追加し、また、記録に関しては208条を変更し、その内容を保安規定に定めることとしてございます。

右肩6ページを御覧ください。こちらは、放射能濃度確認対象物の取扱い及び管理の基本フローと保安規定変更認可申請業務との関連の説明となります。

左の図の放射能濃度確認対象物の取扱い及び管理の基本フローですが、先ほど御説明いたしました右肩4ページの放射能濃度確認対象物の管理方法の業務プロセスを縦に並べた

ものになってございます。

右側の保安規定の条文は、左図の基本フロー図とひもづけ、整理したものとなります。

170条の3の第1項は、放射線管理課長が放射能濃度確認対象物の取扱いに関する業務を全体的に管理する旨、記載してございます。

170条の3第2項については、左の図の基本フローの右側に、片括弧の上段部分で示した部分の業務となります。廃棄物庫から放射能濃度確認対象物の選定、取り出しから、放射能濃度測定前までの間の規定となります。具体的には、分別・切断エリアでの分別及び切断業務、記録と照合できるよう放射能濃度確認対象物のナンバリング、保管状況の確認及び放射能濃度測定までの異物の混入防止に関する規定となります。

170条の3の第3項につきましては、左の図の基本フローの右側にあります片括弧の下段部分に該当いたします。こちらは、放射能濃度測定以降の規定となります。具体的には、運搬時における追加的な汚染防止、放射能濃度測定・評価時における追加的な汚染の防止、基準を満たす場合における異物混入や追加的な汚染を防止した上での保管及び基準を満たさない場合における再測定・再除染等に対応することを規定してございます。

続きまして、右肩7ページを御覧ください。こちらは保安規定変更認可申請の第170条の3の具体的な記載となりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

右肩8ページ目を御覧ください。こちらは実用炉規則第67条に基づく記録を保安規定変更認可申請で208条の記録に追加することとしてございます。帳票名等の具体的な説明は割愛させていただきます。

説明のほうは以上となります。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。

質問、コメントございますか。

○宮嶋安全審査官 原子力規制庁の宮嶋です。

資料6ページ、7ページに記載の第170条の3、各項に関する質問です。品質管理基準規則の48条等に基づいた保安活動において、重要度に応じて検査・確認行為の独立性の確保を要求しているところです。

それで、資料6ページの測定及び評価と測定判断結果の確認について、独立性をどのように確保しているのかというところについて説明してください。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

右肩6ページの測定・評価における検査の独立性についての御質問というところで御回

答いたします。

クリアランス処理に関する検査は、保安規定第144条、品質マネジメント計画に基づき実施することとしてございます。こちらのほうの自主検査等に該当するものと考えてございます。

そこで、各検査の独立性確保につきましては、品管規則において保安活動の重要度に応じて自主検査等を実施する要員をその対象とすることを所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異なることにする要員とするということで、独立性を確保することが求められております。

こちらで今回のクリアランス認可申請に使われる放射能濃度確認対象物の放射能濃度は、放射線による障害の防止のための措置を必要としないレベルでありまして、放射線障害等の公衆リスクが低いことから、クリアランスにおける自主検査等の保安活動の重要度は中と設定し、直接、測定・評価を行う担当者からの独立を確保することとしてございます。

なお、参考ですけれども、検査の独立性の考え方は、現在運用しています低レベル放射性廃棄物の埋設、放射性物質の外運搬等と同様に、保安規定に基づく社内規定に定め、運用することとしてございます。

御説明は以上です。

○宮嶋安全審査官 この検査の独立性や保安の重要度について理解できました。

私からは以上です。

○山中委員 そのほか、いかがでしょうか。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

先ほどの独立性の御回答で、重要度に応じて、それで部門ではなくて、その部門内での担当者の独立ということを御説明されたと思うんですけど、具体的に、今、規定のほうは放射線管理課長が測定・評価と、その確認をやられるというふうに書いてあるんですけど、具体的に放射線管理課の中で、どういうふうに独立性を確保されようとしているのかを御説明お願いします。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

実態の独立性の確保はどのような運用になるかという御質問に対しましては、今回、クリアランスの測定・評価は委託という形で協力会社さんのほうで測定・評価を行います。

これに対して、当社社員がその内容を確認するというところで検査の独立性を確保したいと考えてございます。

以上です。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

独立性の確保については理解しました。

それは下部規定等で具体化されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

今の御質問、下部規定で規定しようと考えてございます。

具体的には、当社の検査試験通達という下部規定で独立性を規定し、運用したいと、そのように考えてございます。

以上です。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

下部規定に記載されるということで理解をしました。

○山中委員 そのほか、ございますか。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

7ページのところについて、今回追加した第170条の3は放射能濃度確認対象物の取扱いを規定していますが、170条の2で定める放射性固体廃棄物との関係性について、具体的には、いつから放射性固体廃棄物を放射能濃度確認対象物として扱うのかという点を含めて説明をお願いします。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

今の御質問は、右肩7ページ、170条の3の2項、こちらと今現在、保管してございます廃棄物庫の管理、こちらのほうは170条の2というところで管理をしてございます。こちらのほうの管理の両方の考え方というところで御質問があったということで御回答いたします。

170条の2では、放射性固体廃棄物として廃棄物庫における全体の廃棄物の管理をしてございます。今回、170条の3の2項で規定いたしました部分につきましては、確認対象物が廃棄物庫にございますので、こちらのほう、廃棄物の選定から保守点検建屋の運搬というところから170条の3の2項が適用されるという、そのような整理にしております。

以上です。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

今の点、理解しました。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

今の御回答で、もう一度、確認をしたいんですけども、資料の右肩6ページ目で、今

御説明いただいたような170条の3の第2項が、どの範囲をカバーしているかということで吹き出し線が描かれているかと思うんですけども、ここの廃棄物庫から確認対象物を取り出すというところまで吹き出し線が伸びているんですけども、今の御回答ですと、これが、この廃棄物庫にある放射能濃度確認対象物の運搬からこの170条の3の第2項が適用されるという御回答と理解してよろしいですか。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

今、右肩6ページ、廃棄物庫にあります放射能濃度確認対象物の選定というところから管理が適用されるというところで、選定以降、運搬というフローになるという整理にしております。

以上です。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

ちょっとここで確認したかったのは、今回、170条の3というのが新たに規定として設けられますので、それまでであった170条の2と、それから3との切り分けがきちんとできているのか、もしくはそれはオーバーラップするものなのかということで確認をさせていただきたかったんですけども、物としては廃棄物庫に既にありまして、それは固体廃棄物として管理がなされていて、御社の手続の中で、その固体廃棄物が、これは確認対象物に選定しますというプロセスを経たときに、170条の3の規定が適用されるということで今の御回答があったかと理解はしました。

同じく下部規定などで、そういったところはきちんと切り分けができるような形になっているのでしょうか。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

今の廃棄物庫の管理と170条の3の新たに規定するところの管理というところで、放射能確認対象物はオーバーラップするという、両方で管理されるという形で整理しております。

そちらのほうにつきましては、下部規定で記録等が重複する部分があるんですけども、そういうところで明確にしたいというところで考えてございます。

以上になります。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

私の解釈がちょっと、今、間違っていたと理解しました。

廃棄物庫にある中で、その選定がなされたときに170条の2の規定も引き続き適用になる

し、170条の3もオーバーラップする形で二つの保安規定がかかってくると、そういう御回答だったと理解いたしました。

ですので、特にその切り分けもないので、下部規定などではこういったところは見えてこない、そういう理解でよろしいでしょうかね。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

その御理解のとおりです。

以上です。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

分かりました。ありがとうございます。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

同じく7ページの170条の3第2項の第3号のところで、「放射能濃度確認対象物の保管状況を1ヶ月に1回確認する。」ということの規定していますが、6ページのフロー図で、廃棄物庫から分別・切断エリアまで持ってくるところについてがこの第2項のところに当てはまると思うんですが、第3項以降の放射能濃度測定エリアや、物品持出測定待ちエリアや、その後の廃棄物庫での保管管理について、特にこの頻度の規定がないことの理由を説明してください。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

今の御質問は、170条の3の2項に保管状況の記載がございますけれども、3項にはなぜないのかという御質問について御説明いたします。

今回のクリアランス処理のフローといたしましては、廃棄物庫から保守点検建屋に運搬し、保守点検建屋で放射能濃度確認対象物とそれ以外のものを分別し、切断すると。その後、放射能濃度を測定し、基準を満足していれば、廃棄物庫内の確認待ちエリアに運搬し、保管管理するというようになってございます。

これらの作業フローの中で、クリアランス測定及び評価前に実施いたします分別・切断作業の工程のみが異物の変動があり、異物の混入が発生する可能性がある作業となるため、分別・切断作業を適切に実施するため、保管状況の確認を規定してございます。

一方、測定・評価後の工程になりますけれども、3項の規定においては、放射能濃度確認対象物の分別・切断後で物量の変動が生じませんし、容器に収納すること、部屋の施錠等により異物混入を防止することが可能であるため、保安規定には記載してございません。

ただ、この放射能濃度測定エリア等における保管管理状況につきましては下部規定に規定することとしております。

以上となります。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

今の説明で理解しました。ありがとうございます。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

先ほどの御回答ですと、異物混入の可能性が有るか無いかで分別・切断エリアは1か月1回の点検の対象としているというお話があったんですけど、その1か月に1回の管理状況の確認というのは、その場所に1か月間とか物が置かれるということも前提にあるのではないかと思いますけど、今、具体的な規定がない放射能濃度測定エリアとか物品持出測定待ちエリアで、クリアランス対象のものが1か月以上置かれるということは想定されるのでしょうか。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

今、物流の御質問ということで御回答いたします。今回、対象となります放射能濃度確認対象物については、約70トンというところを約半年間において処理をするという流れになりますので、物流からしますと、1回1か月以上滞留するということは想定してございません。

以上となります。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

期間の観点で、先ほどの放射能濃度測定エリアとか物品持出測定エリアで1か月に1回の保管の確認は必要ないということについては理解しました。

以上です。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

9ページのところなんですけど、破線で囲まれた下のほうの四角の枠、クリアランス認可申請（抜粋）というところの3行目についてなんですけど、「Co-60濃度が放射能濃度の基準に対して1/33以下（放射能濃度の基準）であることを確認する。」とあるんですけど、この確認というのは保安規定の条文には出ていないんですけど、これは下部規定に規定されるということでしょうか。説明をお願いします。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

右肩9ページの放射能濃度の基準に関する補足説明につきまして御質問があったと理解しまして、この下段の破線で囲ってありますこの考え方につきましては、一番下段に書いてございますけれども、具体的な放射能濃度の基準については下部規定に明記するということと明記させていただくことで考えてございます。

以上となります。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

この具体的な放射能濃度の基準というのが、今回でいうと「Co-60の濃度が1/33であること」ということに該当するということと理解しました。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

資料の10ページと4ページにかかるところなんです、物品持出測定待ちエリアについてなんです、4ページのイメージ図のところを見ると、汚染のおそれのある区域と汚染のおそれのない管理区域等に分けると思うんですが、これについては、特に現状の保修点検建屋内の管理区域図等で特に区画等もされていないように思うんですが、この管理区域図の変更等は、今回は申請はなされないということなんでしょうか。説明をお願いします。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

右肩4ページの絵の右側下の物品持出測定エリアというところの「A区域」と記載してございますエリアについて、保安規定の管理区域の変更は行わないのかという御質問と理解いたしました。

そちらの回答につきましては、こちらの下段のほうは、A区域に区分変更をするんですけれども、こちらのほう、作業期間が、先ほど御説明しましたとおり、約半年間というところで、長期間でないことから、保安規定、現行の178条、管理区域における区域区分の3項の規定の一時的な区域区分の変更、こちらの規定に基づいて一時的な管理区域変更を考えてございます。

以上となります。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

一時的な変更であれば保安規定の変更は必要ないということでしょうか。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

その御理解のとおりです。

○藤川安全審査官 原子力規制庁の藤川です。

ある期間というのは、大体、どれぐらいなんですか。目安等があればお願いします。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

目安といたしましては、1年以上区域変更を行う場合につきましては保安規定の変更認可申請を行いたいというところで考えてございます。

以上です。

○藤川安全審査官 規制庁、藤川です。

今の点について理解しました。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

今の点で、3ページ目なんですけれども、主要工程の流れが書いてあるんですが、ここで見る限り、2021年度で下半期、クリアランス測定ということで書いてあります。大体、半年ぐらいを見込んでいらっしゃる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

その御理解のとおりです。

以上です。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

続けて、ちょっと関連する質問なんですけれども、10ページ目のところでのこの保安規定、今現在の保安規定にも、この赤の線がないものがついているかと思うんですが、今の物品持出測定エリアのB区域、A区域というのは、そもそも区画が今の状態ではないものと理解しています。赤の線を引いていただいていますけれども、今の保安規定上は特に線引きがないので、壁などもないような、だだっ広い倉庫のような形になっているんじゃないかと理解しておりますが。

これをB区域、A区域とまず分けることについて、一番最初のほうの御説明ですと、グリーンハウスを設けて施設管理するとおっしゃっていたような気がするんですけれども、そこは具体的にどのような、今後、方策が取られるのか、御説明ください。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございます。

右肩10ページの点検建屋、管理区域図の中で赤線で囲っている部分は、現状、どのような状況かという御質問だと理解いたしました。

今回、図面に描いてございます分別・切断エリア、物品持出測定待ちエリア、こちらのほうは高性能グリーンハウスということで、部屋の形でもう既に区画してございます。こちらのほうで、今後、測定・評価を行いたいと考えてございます。

また、放射能濃度測定エリアにつきましては、こちらのほうは放射線測定装置が配備された部屋となってございまして、そちらのほうで管理してございます。

以上となります。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

こうせいのうグリーンハウスということですが、ちょっと漢字で書くと、それは鋼のものなのか、それとも高い性能のものなのか。要は区切って、きちんとそこで区域を管理できるのか、もう少し御説明いただけたらと思います。

○関西電力（上市） 関西電力の上市でございまして。

今、イメージ的には、プレハブ小屋がこのエリアの中に設置されていると、そのように御理解いただければと思います。

以上となります。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

分かりました。それで、A区域、B区域の分離ができた上で、追加的な汚染が無いような形で施錠管理なんかもきちんとできると、それはプレハブみたいなものを導入するからということで理解いたしました。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

どうぞ。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

本日、質疑応答で、基本的に保安規定ではなくて下部規定のほうで具体化されるという御回答があったところがあると思うんですけど、例えば測定・評価に関する部門内での独立性の話だとか、あと、放射能濃度確認対象物の廃棄物庫から保修点検建屋に移るときの、その境界の話とか。それとか、先ほどありましたように、管理区域内での汚染のおそれがない区域との境界についての御説明とか、そういうのは、今、口頭であったと思いますので、事務方のほうで具体的に資料で確認したいと思いますので、それについてはこちらのほうで確認をさせていただきたいと思います。

○山中委員 そのほか、何かございますか。よろしいですか。

事業者のほうから、何かございますか。

○関西電力（三浦） 関西電力の三浦でございまして。

先ほどおっしゃられました確認の件ですけれども、これは審査の中での確認ということですか。それとも今後の規制検査の中で確認されるということでしょうか。

○戸ヶ崎調整官 原子力規制庁の戸ヶ崎です。

本日、口頭で御回答がありましたけど、実際に補足説明資料等の資料の形で審査の中で確認させていただきたいと思っております。

○関西電力（三浦） 関西電力の三浦でございます。

了解いたしました。また、書類のほうで対応させていただきたいと思っております。

○山中委員 そのほか、何か確認しておきたいことはございますか。

事業者のほう、何かございますか。

○関西電力（近藤） 関西電力の近藤でございます。

事業者のほうからは特にございません。

○山中委員 それでは、よろしいでしょうか。

本日、予定していた議題は以上です。

今後の審査会合の予定については、8月20日金曜日に地震・津波関係（公開）の会合を予定しております。

それでは、第995回審査会合を閉会いたします。